放射性物質分析・研究施設第2棟に係る 実施計画の変更認可申請について (火災防護について)

2020年9月4日

東京電力ホールディングス株式会社 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構



第2棟における火災防護について

(1)基本方針

- ① 他の特定原子力施設の設計を参考にしつつ、「特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について」(以下「措置を講ずべき事項」という)を満たした設計とする。
- ② 既存の核燃料物質等の使用施設を参考にしつつ、合理的に対応可能な範囲で、「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(その解釈を含む)(以下「使用許可基準規則」という)に則した設計とする。





第2棟における火災防護について

(2) 措置を講ずべき事項について

- 14. 設計上の考慮
 - ④火災に対する設計上の考慮 火災発生防止、火災検知及び消火並びに火災の影響の軽減の方策を適切に組 み合わせて、火災により施設の安全性を損なうことのない設計であること。

(3) 使用許可基準規則について

(火災等による損傷の防止)

- 第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の 発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなけれ ばならない。
- 2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備(以下「消火設備」という。)及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。
- 3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。





第2棟における火災防護について

(4) 第2棟における火災防護について

「措置を講ずべき事項」「使用許可基準規則」を踏まえ、第2棟における火災防護の考え方を下記に示す。

- ①火災発生防止、火災検知及び消火並びに火災の影響の軽減の方策を適切に組み合わせて、火災により施設の安全性を損なうことのない設計とする。
- ②建物は、建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃性材料で造られたものとし、必要に応じて防火 壁の設置その他の適切な防火措置を講じる。
- ③セル等の設備は、可能な限り、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。
- ④建屋には、消防法に基づいて、自動火災報知設備、屋内消火栓設備及び消火器具を設置し、セル、グローブボックスには、窒素消火設備並びに感知及び警報設備を設ける。
- ⑤外部火災については、建屋配置を考慮するとともに、消火活動が行えるようにする。
- ⑥消火設備が誤作動等した場合にも臨界には至らないよう、臨界安全設計においては水没を考慮した設計と する。

上記を踏まえた、セル、グローブボックス等の火災防護を資料-2「分析・試験設備の火災防護について」に、建屋の火災防護を資料-3「建屋の火災防護について」に示す。





放射性物質分析・研究施設第2棟に係る 実施計画の変更認可申請について (分析・試験設備の火災防護について) 7月15日面談資料改訂版

2020年9月4日

東京電力ホールディングス株式会社 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構



1. 第2棟における火災防護の考慮

·部改訂

【火災防護の考慮】

- ▶ コンクリートセル、鉄セル、グローブボックス及びフードは、可能な限り不燃性材料又 は難燃性材料を使用する。
- ▶ 火災の早期検知、初期消火を可能にする火災検知器(温度計)、消火設備を設置す る。
- コンクリートセル、鉄セル及びグローブボックスの火災に対する消火剤は不活性ガ ス(窒素ガス)とする。
- ▶ フード内の火災に対しては、フード近傍に設置した消火器により消火する。
- ≫ 消火設備を起動した場合においても、コンクリートセル、鉄セル及びグローブボック スの負圧を維持する。
- コンクリートセル、鉄セル及びグローブボックスの消火設備は、再着火防止を考慮し た設備とする。
- コンクリートセル、鉄セル及びグローブボックスの消火設備は、設備の故障等を考慮 して複数設置する。
- 燃料デブリ等の前処理により発生する、切断片等は金属製の容器に収納する。
- 放射性の固体廃棄物は、金属製の容器に収納する。
- 放射性の液体廃棄物を一時的に保管する設備は、静電気等の放電のため接地を 施す。
- 火災発生を防止するため、作業手順、注意事項等についてマニュアル化する。





2. コンクリートセル等に使用する材料

コンクリートセルでは、遮へい体に普通コンクリート、ライニングにステンレス鋼、遮へい窓枠にステンレス鋼、遮へい窓に鉛ガラス等の不燃性材料又は難燃性材料を使用する。

鉄セルでは、遮へい体に鉄、インナーボックスにステンレス鋼、遮へい窓枠にステンレス鋼、遮へい窓に鉛ガラス等の不燃性材料又は難燃性材料を使用する。

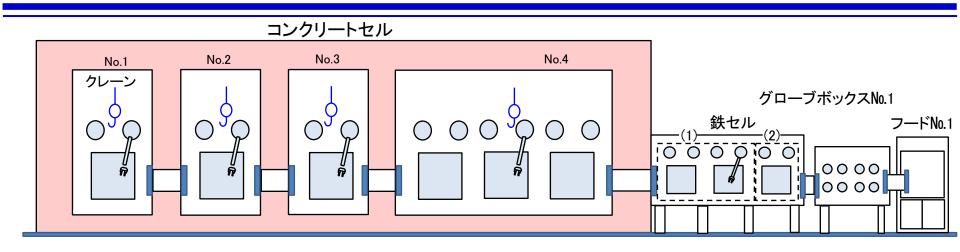
グローブボックスは、本体にステンレス鋼、気密パネルにポリカーボネート樹脂等の不燃性材料又は難燃性材料を使用する。

フードは、本体にステンレス鋼、前面シャッターに強化ガラスの不燃性材料又は難燃性材料を使用する。

コンクリートセル等に付属するダクト、フィルタ及びケーブルは、鋼材、グラスファイバー、難燃性塩化ビニル等の不燃性材料又は難燃性材料を使用する。



3. 分析・試験設備において使用を想定している試薬(1/3)



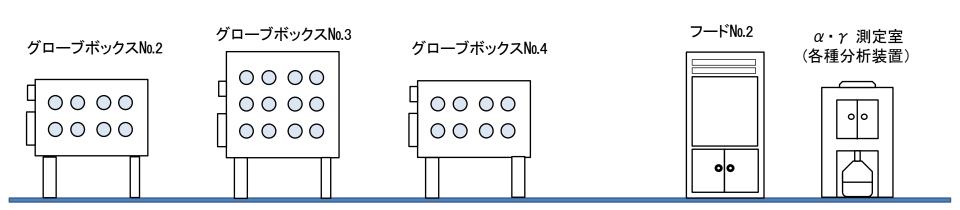
使用場所	消防法による危険物の分類 (用途)	想定使用量
コンクリートセルNo.1	第4類(除染)	数100mlオーダ
コンクリートセルNo.2	第4類(除染)	数100mlオーダ
コンクリートセルNo.3	第4類(除染)	数100mlオーダ
コンクリートセルNo.4	第1類(分析·試験) 第4類(除染)	数gオーダ 数100mlオーダ

使用場所	消防法による危険物の分類 (用途)	想定使用量
鉄セル(1)	第4類(分析·試験、除染)	数100mlオーダ
鉄セル(2)	第4類(除染) 第5類(分析·試験) 第6類(分析·試験)	数100mlオーダ 数100mlオーダ 数100mlオーダ
グローブボックスNo.1	第4類(分析·試験、除染) 第5類(分析·試験) 第6類(分析·試験)	数100mlオーダ 数100mlオーダ 数100mlオーダ
フードNo.1	第4類(除染)	数100mlオーダ





3. 分析・試験設備において使用を想定している試薬(2/3)



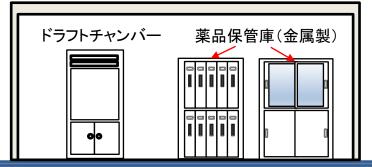
使用場所	消防法による危険物の分類 (用途)	想定使用量
グローブボックスNo.2	第4類(除染)	数100mlオーダ
グローブボックスNo.3	第4類(除染)	数100mlオーダ
グローブボックスNo.4	第4類(除染)	数100mlオーダ
フードNo.2	第4類(分析·試験、除染)	数100mlオーダ 数100mlオーダ
α·γ 測定室 (各種分析装置)	第4類(分析・試験)	数100mlオーダ



3. 分析・試験設備において使用を想定している試薬(3/3)

一部改訂

試薬調製室



- ▶ 使用を想定している試薬は、試薬調製室の金属製の薬品保管庫に保管する。
- 消防法により混載禁止とされている危険物は分けて保管する。
- ▶ 試薬調製室にて分析・試験で使用する試薬の調製(分取、希釈、 固体状の試薬の溶解、混合等)を行う。
- ▶ 試薬の調製では、加熱処理は行わない。

少里心候物の虹膜収扱別に該	当しない。		
消防法による危険物の分類	使用を想定している試薬名	想定保管量	適用する消火器
	硝酸銀	数10gオーダ	
第1類	過酸化ナトリウム ^{※2}	数100gオーダ	
	亜硝酸ナトリウム	数10gオーダ	
第2類^{※1}	·亜鉛粉末·	数10gオーダ	
	アクアライトRS-A	数ℓオーダ	
	アクアライトCN	数10mlオーダ	
	メタノール	数100mlオーダ	粉末消火器
	エタノール	数ℓオーダ	103×1×113× NHH
	Hionic-Fluor	数ℓオーダ	
第4類	Permafluor E+	数ℓオーダ	※2:一部の試薬については
	Carbo-Sorb E	数ℓオーダ	乾燥砂を適用する <u>。</u>
	Ultima Gold LLT	数ℓオーダ	
	ギ酸	数100mlオーダ	
	酢酸	数100mlオーダ	
	テトラエチレングリコール	数10mlオーダ	
第5類	ヒドロキシルアミン溶液 ^{※2}	数100gオーダ	
第6類	過酸化水素水	数100gオーダ	

<u>※1: 150μmを超える粒径の金属粉は危険物に該当しない。亜鉛粉末は、粒径が500μm超過の粉末を使用することから、危険物 第2類に該当しない。</u>

試薬の調製に伴い発生の可能性がある主な危険物

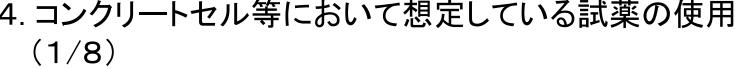
消防法による危険物の分類	<u>化合物</u>	適用する消火器
<u>第1類</u>	硝酸ナトリウム	粉末消火器

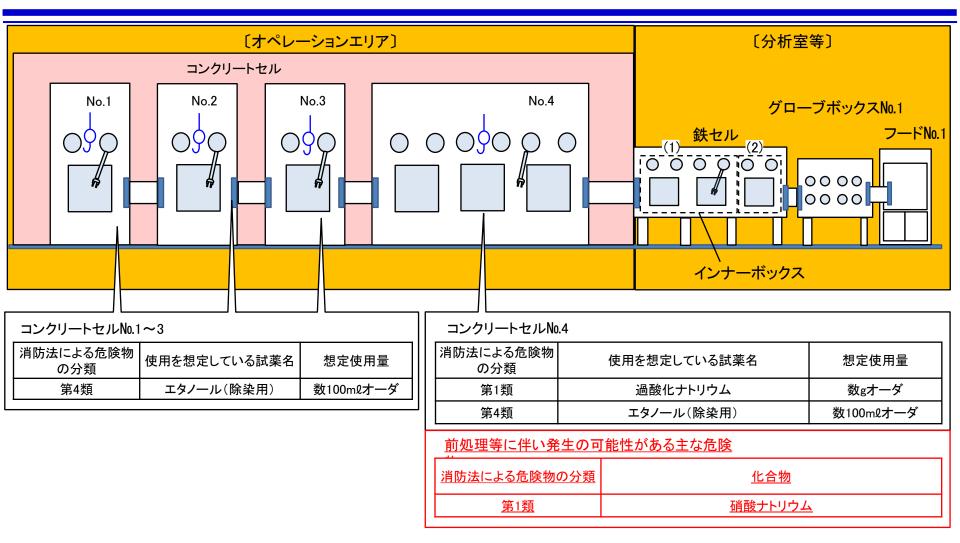




6

-部改訂





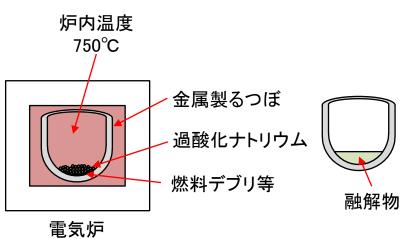


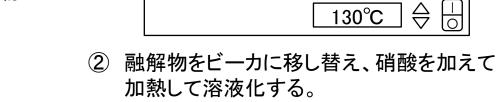


硝酸

4. コンクリートセル等において想定している試薬の使用(2/8)

〔コンクリートセルNo.4:アルカリ融解作業例〕





ホットプレート

 過酸化ナトリウムと燃料デブリ等を 金属製るつぼに入れ、750℃に加 熱して融解物とする。

【当該作業における火災防護への配慮】

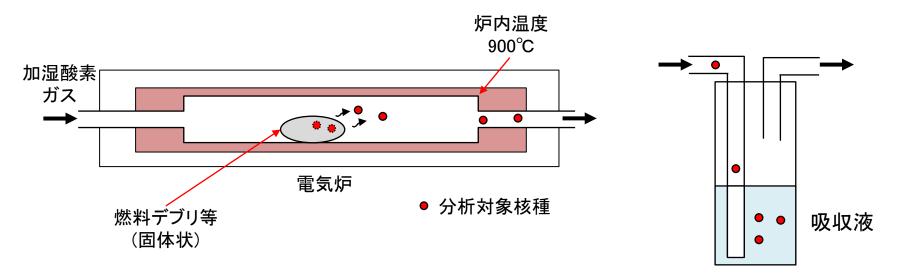
- 過酸化ナトリウムは可燃物の存在下で水分との接触により発火する危険性があるため、取扱う際は近傍に可燃物、水分を置かない。
- 電気炉、ホットプレートを使用する際は、周辺に可燃物を置かない。
- 可燃物は金属製の容器に収納し、使用時に取り出す。使用後の可燃物は、別の金属製の容器に収納する。
- 電気炉、ホットプレートの使用中は常時監視する。





4. コンクリートセル等において想定している試薬の使用(3/8)

〔コンクリートセルNo.4: H3,C14,I129分析前処理作業例〕



① 燃料デブリ等を加熱し、分析対象核種を気化させて分離する。

② 気化した分析対象核種は 吸収液に回収する。

【当該作業における火災防護への配慮】

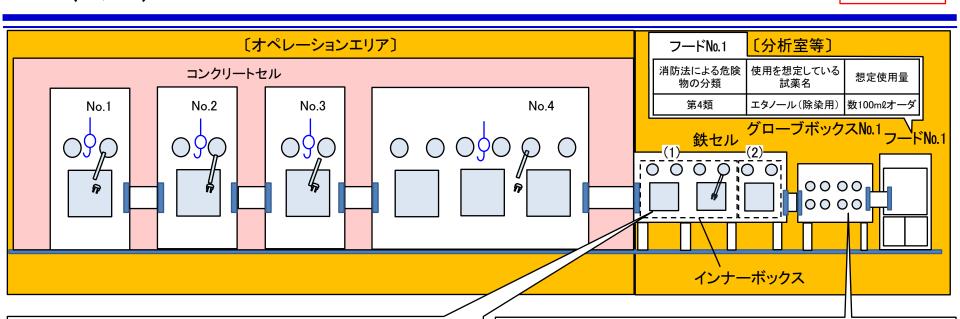
- 電気炉を使用する際は、周辺に可燃物を置かない。
- 可燃物は金属製の容器に収納し、使用時に取り出す。使用後の可燃物は、別の金属製の容器に収納する。
- 電気炉の使用中は常時監視する。





(4/8)

一部改訂



鉄セル(1)

消防法による危険物の分類	使用を想定している試薬名	想定使用量
	アクアライト RS-A	数100mlオーダ
第4類	アクアライト CN	数10mlオーダ
	エタノール(除染用)	数100mlオーダ

鉄セル(2)

	消防法による危険物の分類	使用を想定している試薬名	想定使用量
	第4類	エタノール(除染用)	数100mlオーダ
	第5類	ヒドロキシルアミン溶液	数100mlオーダ
П	第6類	過酸化水素水	数100mlオーダ

前処理等に伴い発生の可能性がある主な危険物

消防法による危険物の分類	<u>化合物</u>
<u>第1類</u>	<u>硝酸ナトリウム</u>

グローブボックスNo.1

消防法による危険物の分類	使用を想定している試薬名	想定使用量
第2類[※]	- 亜鉛粉末-	数10gオーダ
	Carbo-Sorb E	数10mlオーダ
	テトラエチレングリコール	数10mlオーダ
第4類	酢酸	数100mlオーダ
	メタノール	数100mlオーダ
	ギ酸	数10mlオーダ
	エタノール(除染用)	数100mlオーダ
第5類	ヒドロキシルアミン溶液	数100mlオーダ
第6類	過酸化水素水	数100mlオーダ

前処理等に伴い発生の可能性がある主な危険物

消防法による危険物の分類	<u>化合物</u>
<u>第1類</u>	<u>硝酸ナトリウム</u>

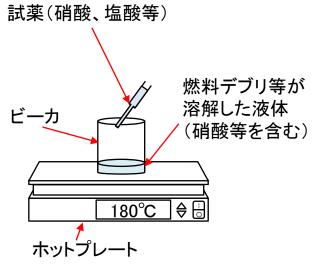
※: 粉じん爆発のおそれのない粒径 (500µm超過) のものを使用する。 なお、150µmを超える粒径の金属粉は危険物に該当しない。





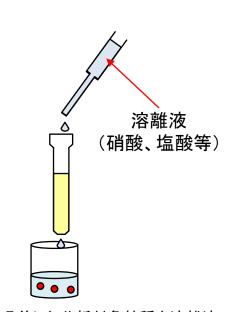
4. コンクリートセル等において想定している試薬の使用 (5/8)

〔鉄セル(2)、グローブボックスNo.1:核種分離(イオン交換分離)作業例〕



① 分析対象核種をイオン交換樹脂に吸 着しやすい化学形に変換するため、試 薬を加えて加熱する*。 燃料デブリ等が 溶解した液体 カラム イオン交換樹脂 ・分析対象核種 ・妨害核種

② 燃料デブリ等が溶解した液体を、イオン交換樹脂の入ったカラムの上部から添加し、分析対象核種をイオン交換樹脂に吸着させて分離する。



③ 吸着した分析対象核種を溶離液で溶出させ、回収する。

※:分析対象核種によっては①を行わない場合もある。

【当該作業における火災防護への配慮】

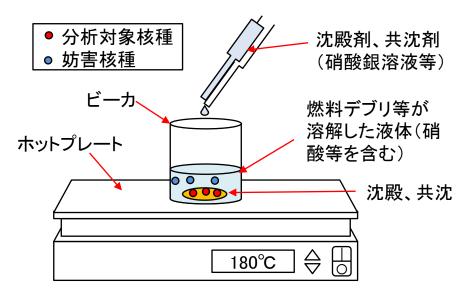
- ホットプレートを使用する際は、周辺に可燃物を置かない。
- ホットプレートの使用中は常時監視する。
- 溶離液に危険物を含む場合があるため、近傍に着火源、可燃物を置かない。
- 可燃物は金属製の容器に収納し、使用時に取り出す。使用後の可燃物は、別の金属製の容器に収納する。
- 防爆仕様のホットプレートを使用する。
- 混合することにより発火する可能性のある危険物は、同一の場所で使用しない。





4. コンクリートセル等において想定している試薬の使用(6/8)

〔鉄セル(2)、グローブボックスNo.1:核種分離(沈殿、共沈)作業例〕



空気吸引ポンプフィルターののののののののでは、これのでは、こ

② ろ過により分析対象核種を分離

してフィルタ上に回収する。

- ① 燃料デブリ等が溶解した液体に沈殿剤、共沈剤を添加し、加熱して^{※1}分析対象核種を沈殿、共沈させる^{※2}。
- ※1:分析対象核種によっては加熱しない場合もある。
- ※2: 妨害核種を沈殿、共沈させ、分析対象核種を溶液側に残す場合もある。

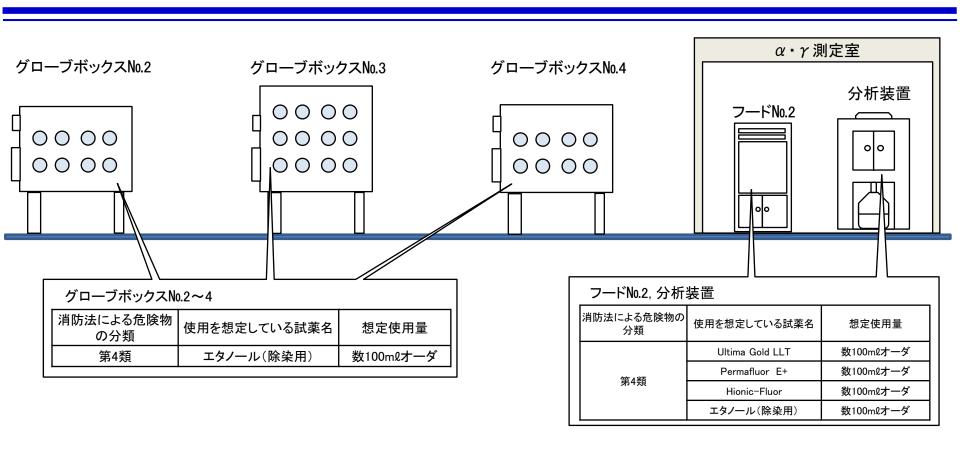
【当該作業における火災防護への配慮】

- ホットプレートを使用する際は、周辺に可燃物を置かない。
- 可燃物は金属製の容器に収納し、使用時に取り出す。使用後の可燃物は、別の金属製の容器に収納する。
- ホットプレートの使用中は常時監視する。
- 防爆仕様のホットプレートを使用する。
- 混合することにより発火する可能性のある危険物は、同一の場所で使用しない。





4. コンクリートセル等において想定している試薬の使用(7/8)







4. コンクリートセル等において想定している試薬の使用 (8/8)

一部改訂

【試薬使用時の火災防護への配慮】

- ▶ 使用を想定している試薬は、試薬調製室の薬品保管庫(金属製)に保管する。
- ▶ 消防法により混載禁止とされている危険物は、薬品保管庫を分けて保管する。
- ▶ 混合することにより発火する可能性のある危険物は、同一の場所で使用しない。
- ▶ 電気炉、ホットプレートを使用する際は、周辺に可燃物を置かない。
- → 可燃物は金属製の容器に収納し、使用時に取り出す。使用後の可燃物は、 別の金属製の容器に収納する。
- ▶ 鉄セル、グローブボックスでは引火性の液体を加熱するため、防爆仕様のホットプレートを使用する。
- ▶ 電気炉、ホットプレートの使用中は常時監視する。
- ▶ 引火性の試薬を取扱う際は、近傍に着火源を置かない。
- 分析装置は接地する。
- ▶ 粉末状の金属試薬は、粉塵爆発のおそれのない粒径のものを使用する。

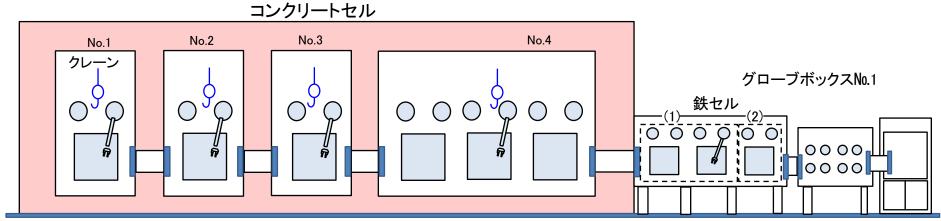
上記の対応を行い、火災発生の要因を極力排除することで、火災の発生を防止する。





5. コンクリートセル等において想定している主な可燃物 (1/2)

追加説明



使用場所	品名	想定使用量
コンクリートセルNo.1	紙ウェス	数100gオーダー
コンクリートセルNo.2	紙ウェス	数100gオーダー
コンクリートセルNo.3	紙ウェス	数100gオーダー
-> 611 1 1 1 1 1 1	紙ウェス	数100gオーダー
コンクリートセルNo.4	ポリ容器等	数100gオーダー

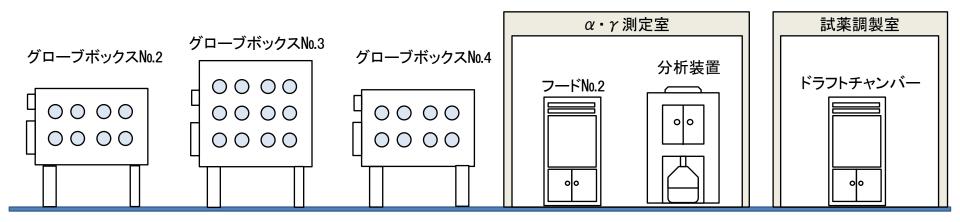
使用場所	品名	想定使用量
鉄セル(1)	紙ウェス	数100gオーダー
鉄セル(2)	紙ウェス	数100gオーダー
	ポリ容器等	数100gオーダー
グローブボックスNo.1	紙ウェス	数100gオーダー
	ポリ容器等	数100gオーダー
フードNo.1	紙ウェス	数100gオーダー





5. コンクリートセル等において想定している主な可燃物 (1/2)

追加説明



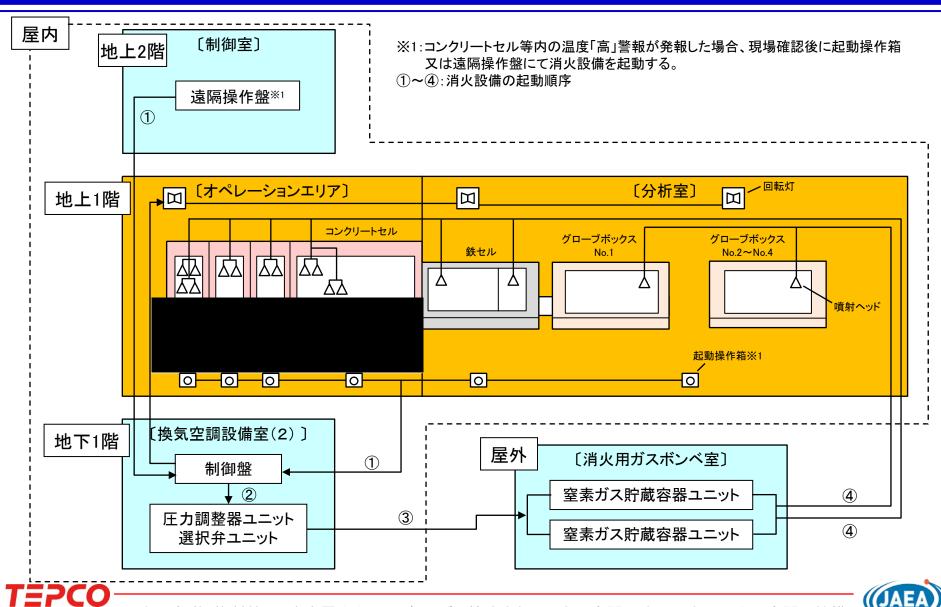
使用場所	品名	想定使用量
グローブボックスNo.2	紙ウェス	数100gオーダー
グローブボックスNo.3	紙ウェス	数100gオーダー
グローブボックスNo.4	紙ウェス	数100gオーダー

使用場所	品名	想定使用量
フードNo.2	紙ウェス	数100gオーダー
α·γ 測定室 (各種分析装置)	紙ウェス	数100gオーダー
	ポリ容器等	数100gオーダー
試薬調製室	紙ウェス	数100gオーダー
	ポリ容器等	数100gオーダー



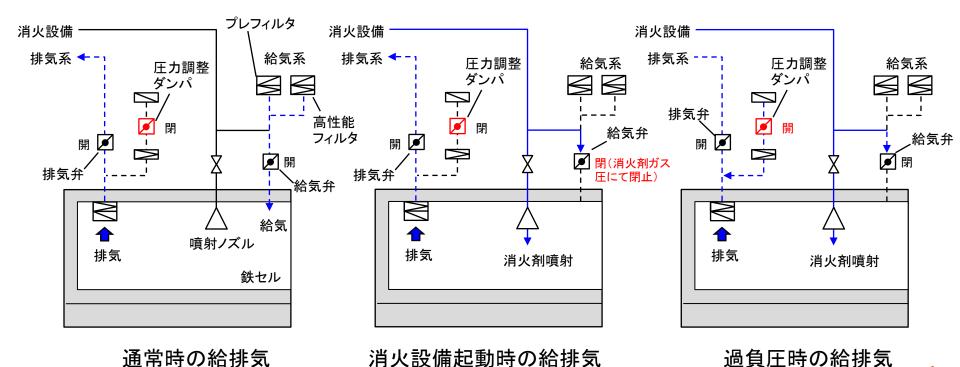


6. コンクリートセル等の消火設備概略系統図



7. コンクリートセル等の消火設備起動時の給排気

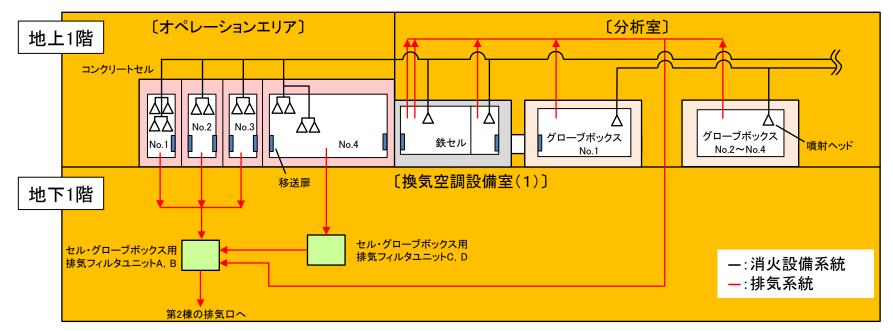
コンクリートセル等の消火のため不活性ガス(窒素ガス)を噴射後、消火に必要となる消火 剤濃度を維持するため、給気ラインに設置している給気弁は消火剤ガス圧にて閉止する。 排気ラインは、コンクリートセル等の負圧を維持するため閉止しない。なお、給気ライン閉止 に伴うコンクリートセル等の過負圧を考慮し、過負圧防止ダンパ(圧力調整ダンパ)を設置する。



8. 隣接するセル等への火災の延焼の可能性について

コンクリートセルNo.1~No.4、鉄セル及びグローブボックスNo.1~No.4間の火災の延焼は、下記の設備設計としていることから発生しない。

- ① コンクリートセル等に設置する排気管は独立している。
- ② コンクリートセル等から各排気管が合流するまで数mの距離がある。
- ③ 消火設備起動時も排気は継続しており、コンクリートセル等の負圧は維持している。
- ④ 隣接するセル等にはSUS製の気密を考慮したセル間移送扉等を設置している。



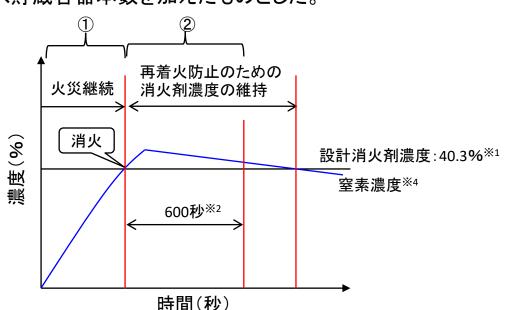




9. 消火に必要な窒素ガス貯蔵容器の本数

コンクリートセル等の消火に必要な消火剤量の算出は、コンクリートセル等の容積、設計換気量、設計消火剤濃度、給気弁からの漏えい及び再着火防止のための消火剤濃度の維持時間を考慮して算出した。

消火に必要な窒素ガス貯蔵容器(ボンベ)本数は、コンクリートセル等の各エリアにおいて設計消火剤濃度に到達するまでに必要な消火剤量から算出した窒素ガス貯蔵容器本数に、設計消火剤濃度到達後に再着火防止のための消火剤濃度を維持するのに必要な消火剤量から算出した窒素ガス貯蔵容器本数を加えたものとした。



- ① 設計消火剤濃度に到達するまでに必要な消火剤量 →窒素ガス貯蔵容器本数:10本
- ② 設計消火剤濃度到達後に再着火防止のための消火剤濃度を維持するのに必要な消火剤量→窒素ガス貯蔵容器本数:1本

【消火に必要な窒素ガス貯蔵容器本数】

(1) + (2) = 11

【第2棟に設置する窒素ガス貯蔵容器本数】 11本 × 2セット^{※3} = <u>22本</u>

- ※1: 消防法施行規則第十九条第4項第一号ロ及び(一社)日本消火装置工業会 不活性ガス消火設備 設計・工事基準書に基づき算出した。
- ※2: 消火剤放出後の維持時間についてはNFPA2001: Standard on Clean Agent Fire Extinguishing Systemに準拠した。
- ※3:設備の故障等を考慮して複数台設置した。
- ※4:火災が発生しているコンクリートセル等内に不活性ガス(窒素ガス)を噴出し、セル等内を低酸素状態にすることで窒息消火させる。





追加説明

燃料デブリ等からの放射線により、水が放射線分解し水素が発生することを考慮して、水素濃度を 評価し、爆発の可能性について検討した。

【評価条件】

- 戸師場所は、水素が最も発生する可能性のある(燃料デブリ等の取扱量が多い)コンクリートセルとした。
- ▶ 放射線の発生源である燃料デブリ等は、すべてUO₂燃料であり、2号機の運転履歴に基づいた燃焼度の線源とした。
- 水素濃度は、JIS A 1406「屋内換気量測定方法(炭酸ガス)」を基に次式により求めた。

$$C_{t} = \frac{M + C_{0}Q}{Q} \times 100$$

C_t : セル内の水素濃度[vol%]

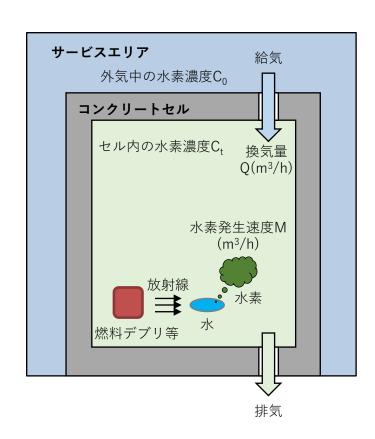
C₀: 外気中の水素濃度[-](=5×10⁻⁷)^{※1}

M : 水素発生速度[m³/h]

Q : 換気量[m³/h]

- ▶ 換気量は、コンクリートセルで最も小さい値(設計値:380m³/h)を用いた。
- ▶ 水素の発生源となる水が常にコンクリートセル内に存在すると仮定した(燃料デブリが水没しているような状態)。

%1 U.S. Standard Atmosphere, 1976, U.S. Government Printing Office, Washington, D.C., (1976).



水素濃度の評価イメージ



10. 水素に対する考慮(2/2)

追加説明

▶ 水素発生速度は、TMI-2燃料デブリ移送時に使用された評価式※1を基に次式により算出した。

$$M = w \times F \times \frac{1}{1.6 \times 10^{-19}} \times \frac{G}{100} \times \frac{22.4}{6.0 \times 10^{23}} \times \frac{3600}{1000}$$

M : 水素発生速度 [m³/(h•g)]

(燃料デブリ等■の場合:1.1×10⁻⁴、■■の場合:3.0×10⁻³)

w : 燃料デブリ等1gあたりの発熱量 [W/g]

(燃料デブリ等1gあたりの発熱量は、計算コードORIGEN2.2-UPJを用いて算出)

F:エネルギー吸収率[-](本評価では、全エネルギーが水に吸収されるとし保守的に1とした)

G : 放射線のエネルギー100eVあたりに生成される分子数[分子/100eV]

(β線·γ線:0.44、α線:1.40)^{**2}

【評価結果】

燃料デブリ等■の場合、コンクリートセルの水素濃度C_tは約8×10⁻⁵vol%となり、爆発限界である4vol%^{※3}を下回るため、爆発は起こらない。

燃料デブリ等**の (Manage of Manage of Mana**

なお、鉄セル等については、燃料デブリ等の取扱量が少量であるため水素発生量が少なく、また、鉄セル等内が常に換気されていることから発生する水素は速やかに希釈される。このため、鉄セル等内の水素濃度は十分低い濃度であり、爆発は起こらない。

💥 1 J.O.Henrie and J.N.Appel, Evaluation of Special Safety Issues Associated with Handling the Three Mile Island Unit 2 Core Debris, GEND-051, (1985).

X2 H. Christensen, Fundamental Aspects of Water Coolant Radiolysis, SKI Report 2006:16, Swedish Nuclear Power Inspectorate, (2006).

※3独立行政法人産業安全研究所,産業安全研究所技術指針NIIS-TR-No.39(2006),工場電気設備防爆指針(ガス蒸気防爆2006)





資料-3

放射性物質分析・研究施設第2棟に係る 実施計画の変更認可申請について (建屋の火災防護について) 7月29日面談資料改訂版

2020年9月4日

東京電力ホールディングス株式会社 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構



1. 第2棟建屋の火災防護について(1/4)

-部改訂

第2棟は、火災により安全性が損なわれることを防止するために、火災の発生防止対策、火災の検知及び消火対策、火災の影響の軽減対策の3方策を適切に組み合わせた措置を講ずる。

1.火災の発生防止

(1) 不燃性材料, 難燃性材料の使用

第2棟は、主要構造部である壁、柱、床、梁、屋根及び階段は、不燃性材料を使用する。間仕切り壁、天井及び仕上げは、建築基準法及び関係 法令に基づく他、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する。

建屋内の機器, 配管, 排気管, 排気ダクト, トレイ, 電線路及び盤の筐体の主要構造体並びにこれらの支持構造物は, 不燃性材料とする。また, 幹線ケーブル, 動力ケーブル及び制御ケーブルは難燃ケーブルを使用する他, 消防設備用のケーブルは消防法に基づき耐火ケーブル及び耐熱ケーブルを使用する。

(2) 自然現象による火災発生防止

第2棟の建屋,系統及び機器は,落雷,地震等の自然現象により火災が生じることがないように防護した設計とし,建築基準法及び関係法令に基づき避雷設備を設置する。

第2棟の建屋は、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(平成18年9月19日)に基づき設計を行い、破壊又は倒壊を防ぐことにより、火 災発生を防止する。

(3) 過電流保護, 漏電遮断器の使用

第2棟の分電盤等には,過電流保護機能を有する漏電遮断器や配線用遮断器を適切に設置する。





1. 第2棟建屋の火災防護について(2/4)

-部改訂

2.火災の検知及び消火

(1) 火災検知器及び消火設備

第2棟の建屋に設置する火災検知器及び消火設備は、早期消火を行えるよう消防法及び関係法令に基づいた設計とする。

① 火災検知器

放射線, 取付面高さ, 温度, 湿度, 空気流等の環境条件や予想される火災の性質を考慮して検知器の型式(熱・煙)を選定する。なお, 火災検知時は, 受信器より常時人のいる建屋内制御室及び免震重要棟に代表警報を発報する設計とする。

② 消火設備

消火設備は、屋内消火栓設備及び粉末消火器で構成する。<u>屋内消火栓は、各階に半径25mの範囲に放水できるように配置し、消火器は歩行距</u>離20mの範囲内となるように設置する。

消防法上の消火水槽の容量は約16㎡となる。これは屋内消火栓においては約2時間の放水量に相当することから適切な消火を行える設計としている。<u>さらに、屋外には消防水利約40㎡を設置し、第2棟屋外での消火活動を行う。</u>

(2) 自然現象に対する消火設備の性能維持

火災検知器及び消火設備は地震等の自然現象によっても,その性能が著しく阻害されることがないよう措置を講ずる。消火設備は,消防法及び関係 法令に基づく設計とし,耐震設計は「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(平成18年9月19日)に基づいて適切に行う。

3. 火災の影響の軽減

第2棟の建屋は、建築基準法及び関係法令に基づき防火区画を設置し、消防設備と組み合わせることにより、火災の影響を軽減する設計とする。なお、主要構造部の外壁(鉄筋コンクリート造)は、延焼を防止するために必要な耐火性能を有する設計とする。

4. 外部火災について

外部火災に対しては、建屋内設備は建屋で防護し、屋外設備は消火活動により防護する。消火活動が可能なように、消防水利を「消防水利の基準」 (平成二十六年十月三十一日消防庁告示第二十九号)に基づき設置する。

第2棟周囲の緑地から第2棟建屋までは20m以上の距離を有する。





電気設備室(2)

1. 第2棟建屋の火災防護について(3/4)

消火設備の取付箇所を以下に示す。







1. 第2棟建屋の火災防護について(4/4)

消防水利の位置



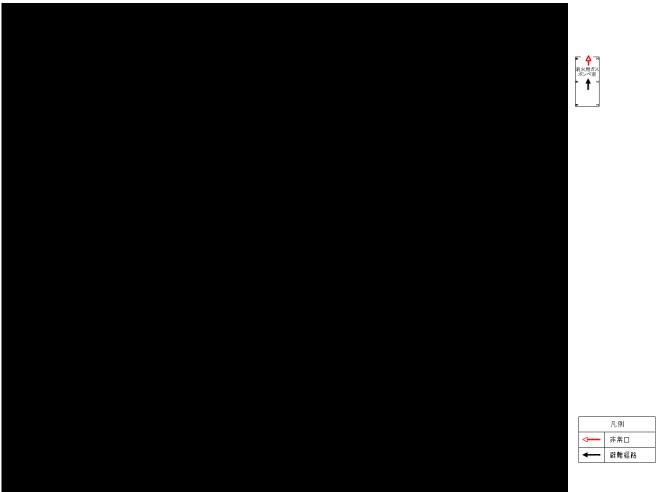




2. 第2棟の安全避難通路について

第2棟の建屋には、分析・試験、定期的な放射線測定、建物及び建屋内の巡視点検のための出入りを行うことから、建築基準法及び関係法令並びに消防法及び関係法令に基づき安全避難通路を設定する。避難通路を以下に示す。









3. 第2棟の非常用照明について(1/2)

第2棟には、分析・試験、定期的な放射線測定、建物及び建屋内の巡視点検のための出入りを行うことから、建築基準法及び関係法令に基づく非常用照明並びに消防法及び関係法令に基づく誘導灯を設置する。非常用照明及び誘導灯







避難口誘導灯(電池内蔵型) 通路誘導灯(電池内蔵型) 非常照明器具(電池内蔵型) 階級通路誘導灯(電池内蔵型)

3. 第2棟の非常用照明について(2/2)

-部改訂

(1) 地下1階の非常用照明器具について

- ・建築基準法施行令 第126条の4より、居室から地上に通ずる廊下、階段その他の通路に非常用照明の設置が必要となる。
- ・第2棟 地下1階は、使用用途から機械室に該当し、居室では無いことから、非常用照明の設置は不要となる。
- ・地下1階に設置される消火栓ポンプは、各階に設置されている屋内消火栓設備の起動装置を動作させることで起動 し、放水を開始する。

(2) 消防等との事前協議結果について

第2棟に設置する消火器,屋内消火栓及び誘導灯について所轄消防に確認した際には,指導項目は無かった。 また,非常照明の配置についても建築確認審査機関と事前協議を行い,指導項目は無かった。



4. 第2棟の緊急時対策について

福島第一原子力発電所の緊急時対策については、実施計画書「II.1.13 緊急時対策」のとおりである。これに基づき、 第2棟としての具体的な対策を以下に示す。

- 1. 緊急時において必要な施設及び資機材
 - ① 安全避難経路の設定
 - ② 火災検知器 消火設備 及び防火区画の設置
 - ③ 非常用照明, 誘導灯の設置
 - ④ 緊急時の資機材としての担架, 除染用具, 線量計の整備
- 2. 緊急時の警報系及び通信連絡設備
 - ① 火災検知警報
 - ② 通信連絡設備

第2棟内の人に対する指示は、放送設備、ページング、電話回線を用いて行う。第2棟から免震重要棟に対しては電話回線、LAN回線を用いて連絡する。また、免震重要棟から第2棟に対しても、同設備を用いて連絡する。特定原子力施設内の全ての人に対する指示が必要な場合には免震重要棟を介して行う。



